

総則

(趣旨)

第1条 この規約は、一般社団法人日本スクエアダンス協会（以下「S協」という。）の定款に基づくもののほか、一般社団法人日本スクエアダンス協会中部統括支部（以下「本統括支部」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正会員 S協定款第8条第1項に規定するS協の会員をいう。
- (2) 統括支部長 本統括支部の長をいう
- (3) 代表理事 S協定款第26条第2項に規定する理事をいう。
- (4) 執行理事 S協定款第33条に規定する理事をいう。
- (5) 幹事 S協定款第6条に規定する幹事をいう。

(設置及び所管地域)

第3条 本統括支部は、S協定款第3条及び協会支部規程第2条に定める支部として設置し、所管地域は、同規程別表1に定める地域とする。

2 本統括支部は、所管地域に属する正会員をもって構成する。

3 本統括支部は、S協支部規程付則第1号に定める組織として、北陸地区、愛三岐地区及び静岡地区に地区委員会を置く。

4 本統括支部は、統括支部長を補佐し円滑な支部運営を図るため、総務委員会、財務委員会、広報委員会及びライセンス委員会の各専門委員会を置く。

(事務局)

第4条 本統括支部の事務局は、統括支部長の指定する場所に置く。

(目的)

第5条 本統括支部は、S協定款第4条に定める目的を達成するため、所管地域を統括するとともに、正会員及び正会員に属する者相互の親睦と技術の向上を図り、地域社会にスクエアダンス、ラウンドダンス及びカントリーダンス（以下「スクエアダンス等」という。）の普及と発展に寄与することを目的とする

第3章 組織

第5条 本統括支部は、協会支部規程別表1に定める本統括支部に属する正会員をもって構成する。第

4章 事業

(事業)

第6条 本統括支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スクエアダンス等の関連事業の実施、後援及び援助。
- (2) スクエアダンス等に関する調査、研究・指導者の育成並びに講習会の開催。
- (3) スクエアダンス等の指導者の育成及び講習会の開催。
- (4) 関係機関との交流。
- (5) その他、本統括支部の目的達成に必要と思われる事業。

第2章 役員

(役員)

第7条 本統括支部は、次の役員を置く。

- (1) 統括支部長 1名
- (2) 理事 若干名 (S 協支部規程第7条第6項で規定する人数)
- (3) 専門委員長 各1名
- (4) 総務委員 5名
- (5) 地区委員長 各1名
- (6) 監事 (事業監査) (会計監査) 各1名

(役員を選出及び選任)

第8条 理事候補、ライセンス委員長を除く各専門委員長並びに監事を選出は郵便投票による。その場合は、理事候補選出選挙における得票数の多いものより順に充てる。

- 2 統括支部長は、理事候補の互選により選出する。
- 3 理事候補が、協会の代表理事もしくは執行理事として選任された場合には、更に郵便投票の得票数の多い者1名を理事候補として追加する。
- 4 ライセンス委員長は、協会スクエアダンス実技指導者ライセンス規程(以下「ライセンス規程」という。)第8条第1号の規定により、統括支部長が兼任、又は統括支部長が幹事から選任し、幹事に報告する。
- 5 総務委員は、各地区委員会から推薦(北陸地区1名、愛三岐地区2名、静岡地区2名)を受けし、郵便による幹事の書面承認手続きを経て選出する。ただし、承認されない場合は再推薦とする。
- 6 地区委員長は、属する地区の幹事の互選により選出し幹事会の承認を得る。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 統括支部長は、本統括支部を代表し、本統括支部をまとめる。
- (2) 理事は、協会定款に定める理事として、その職務を執行する。
- (3) 専門委員長は、支部長を補佐し、各々の専門委員会をまとめる。
- (4) 地区委員長は、属する地区を代表し統括する。
- (5) 監事は、本統括支部の事業及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 本統括支部役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、欠員を補充することとし、仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の補充は、当該役員選挙の次点者を順次繰り上げ当選とする。ただし、総務委員については、欠員となった地区委員会の推薦を受け、理事と総務委員長の承認をもって当選とする。
- 4 監事は、役職の性格上他の役職との兼務を避け、順次繰り上げて当選とする。

第3章 会議

(会議の種類) 第11条 本統括支部の会議は、幹事会、理事会、コア役員会、各専門委員会及び地区委員会等とする。

(幹事会)

第12条 幹事会は、所管地域の幹事で構成される本統括支部の最高決議機関で、統括支部長は、少なくとも年1回以上招集し、幹事会の議長となる。

- 2 統括支部長が必要と認めたとき、又は幹事の3分の1以上の幹事から開催の請求があったときは、臨時に幹事会を招集しなければならない。

(幹事会の審議事項)

第13条 幹事会は、次の事項を審議・決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 監査報告
- (4) 理事候補、役員及び委員の選出又は承認
- (5) その他統括支部長が必要と認める事項

(幹事会の成立)

第14条 幹事会は、幹事の2分の1以上の出席をもって成立する。

また、幹事の委任を受けた代理出席者は、幹事と同等の発言権及び議決権を有する。

(幹事会の議決)

第15条 幹事会は、出席した幹事の過半数をもって決する。

- 2 賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 この規約の改正は、幹事の3分の2以上の同意を得なければならない。

(理事会)

第16条 統括支部長は、必要に応じ理事会を招集する。

- 2 理事会は、統括支部長および理事により構成される。

(コア役員会)

第17条 統括支部長は、必要に応じコア役員会を招集する。

- 2 コア役員会は、統括支部長、理事、専門委員長、地区委員長及び統括支部長が必要と認めた者により構成される。
- 3 コア役員会は、幹事会の議決を要しない会事項及び幹事会に付議すべき事項を議決する。

(地区委員会)

第18条 各地区委員長は、必要に応じ所属する地区の幹事を招集する。

(会議の交通費)

第19条 第10条に定める会議については、交通費の実費を支給する。ただし、本統括支部統括支部ジャンボリーに併せて開催する幹事会は除く。

第4章 専門委員会

(専門委員会の構成)

第20条 総務委員会の構成は、委員長1名、委員5名とする。

- 2 財務委員会、広報委員会及びライセンス委員会の構成は、委員長1名、委員若干名とする。

(専門委員会の委員の選任)

第21条 総務委員長を除く各専門委員長は、各々の専門委員会の委員を選任する。

(総務委員会の任務)

第22条 総務委員会の任務は、次のとおりとする。統括支部長の諮問事項及び本統括支部の懸案事項等に関する調査・分析・検討・提案

- (1) 本統括支部事業の企画立案及び運営管理
- (2) 幹事会、コア役員会等の会議の運営
- (3) 本統括支部事業の庶務全般及び役員選出の事務局運営

(財務委員会の任務)

第23条 財務委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 協会会計規程その他に基づく、本統括支部の会計・財務管理
- (2) 決算報告書・予算案の作成及び幹事会提出

(広報委員会の任務)

第24条 広報委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) スクエアダンス等の普及・振興のための広報活動全般
- (2) 本統括支部ウェブサイトの管理運営及びウェブサイト未開設正会員への啓発・支援
- (3) 関連機関及びメディア等との情報交換・渉外

(ライセンス委員会の任務)

第25条 ライセンス委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) S協ライセンス制度の運営に係る環境整備
- (2) S協実技指導者ライセンス検定試験の実施
- (3) S協ライセンスホルダー研修会の実施に係る指導・支援
- (4) その他ライセンス規程の定める業務

第5章 会計

(経費)

第26条 本統括支部の経費は、協会普及促進事業費、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入をもって充てる

(会費)

第27条 本統括支部の会費は、正会員年額 4,000円とする。

(事業)

第28条 本統括支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 雑則

(雑則)

第29条 この規約に定めるものの他、本統括支部の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は2023年4月30日から施行する。

この規約は2024年6月23日から施行する。